唐津市訪問型サービスA（独自）サービスコード表

（R4.10単位改正）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	要支援2（週2回を超える、月10回以上） 3,157単位		3,167	1月につき
~~A2~~	~~1334~~	~~訪問型独自サービスⅢ／2・同一~~			~~事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%~~	2,842	
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ／2	ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1（原則週1回、月4回まで※） 226単位		227	1回につき
~~A2~~	~~2424~~	~~訪問型独自サービスⅣ／2・同一~~			~~事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%~~	204	
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ／2	ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援2（原則週2回、月8回まで※） 230単位		231	
~~A2~~	~~2524~~	~~訪問型独自サービスⅤ／2・同一~~			~~事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%~~	207	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日数			所定単位数の 15%加算		1日につき
~~A2~~	~~8002~~	~~訪問型独自サービス特別地域加算回数~~			~~所定単位数の 15%加算~~		~~1回につき~~
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日数			所定単位数の 10%加算		1日につき
~~A2~~	~~8102~~	~~訪問型独自サービス小規模事業所加算回数~~			~~所定単位数の 10%加算~~		~~1回につき~~
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日数			所定単位数の 5%加算		1日につき
~~A2~~	~~8112~~	~~訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数~~			~~所定単位数の 5%加算~~		~~1回につき~~
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の55/1000 加算		
A2	~~6273~~	~~訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ~~			~~(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90% 加算~~		
A2	~~6275~~	~~訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ~~			~~(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80% 加算~~		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算		
~~A2~~	~~8310~~	~~訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分~~	~~新型コロナウイルス感染症への対応~~		~~所定単位数の1/1000 加算~~		~~1月につき~~

※ 事業対象者・要支援1の対象者で月5回利用した場合における5回目のサービスコード

A2	2431	訪問型独自サービスⅣ／3	ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1（原則週1回、月5回目のみ） 2，672単位		227	1回につき
~~A2~~	~~2434~~	~~訪問型独自サービスⅣ／3・同一~~			~~事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%~~	204	

※ 事業対象者・要支援2の対象者で月9回利用した場合における9回目のサービスコード

※ 事 6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算 ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000 加算

A2	2531	訪問型独自サービスⅤ／3	ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援2（原則週2回、月9回目のみ） 271単位		231	1回につき
~~A2~~	~~2534~~	~~訪問型独自サービスⅤ／3・同一~~			~~事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%~~	207	

【色分けルール】水色・赤字→新設，灰色・赤字取り消し線→廃止

◆ 同一建物減算算定用の従前コード（1334，2424，2524，2434，2534）については廃止により使用できなくなるため、R3.4以降は本体報酬コードと新設された同一建物減算コード6001を別途使用する必要がございます。

◆ 訪問型サービスAについては、特定処遇改善加算は算定不可です